

令和6年3月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和6年3月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年3月14日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター 第2研修室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第45号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
議案第46号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について
議案第47号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第48号 市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について
議案第49号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
 - 5 報告第25号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第45号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
議案第46号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について
議案第47号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
議案第48号 市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について
議案第49号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
 - 2 報告第25号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他（1） 市川市立塩浜学園隣接地の市長部局への移管について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	山元	幸惠
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介

6 欠席者

委員	島田	由紀子
----	----	-----

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	後藤	貴志
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
教育総務課長	樋口	智昭
教育施設課長	小山松	健
青少年育成課長	三浦	将之
社会教育課長	宮本	隆之
中央図書館長	安永	崇
義務教育課長	城戸	三郎
学校環境調整課長	小笠原	勝海
指導課長	富永	香羊子
就学支援課長	日暮	真司
保健体育課長	関原	一久
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	主 幹	川上	剛史
//	副主幹	新田	伸子
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	主 査	木下	堯
//	主 査	吉岡	英克
//	主 事	長洲	愛理

○教育長

それでは、ただ今から、令和6年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、報告1件、その他1件でございます。日程に従い議事を進めます。はじめに「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、山元幸恵委員、田中大介委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願ひいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第45号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第45号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」ご説明いたします。議案3ページの新旧対照表をご覧ください。左が事務決裁規程の改正前、右が改正後でございます。学校運営協議会の委員の任命及び解任につきましては、現在、定例教育委員会にお諮りしているところでございますが、校長により学校運営協議会の委員としてふさわしい者が推薦されていることを踏まえ、当該委員の任命について教育長の決裁事項とするほか、これに伴いまして速やかに解任と任命を行うことができるよう、委員である校長や教職員を人事異動に伴い解任する場合や、辞任を申し出た委員を解任する場合についても、教育長の決裁事項とする必要があることから、本規程の一部を改正するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第46号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第46号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について」ご説明いたします。議案の6ページをご覧ください。令和

6年2月20日に市長から、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である総務部の職員に委任し、補助執行させること、また同条の規定に基づき現在市長の補助機関である総務部の職員に補助執行させている事務の一部につき補助執行を解除することについて、令和6年4月1日から実施したいとの協議の申入れがございました。本案は、申入れのあった委任、補助執行、補助執行の解除をすることが適当であることから、申入れを承諾することについてお諮りするものでございます。それでは、委任等が適当であると判断した理由につきまして、各事務ごとにご説明いたします。議案6ページをご覧ください。こちらの下記1の事務が委任する事務、下記2の事務が補助執行させる事務でございます。こちらに列記されている職員の給与等、健康管理、職務専念義務の免除、共済組合、公務災害、社会保険等に関する事務につきましては、市長の補助機関である総務部において同様の事務を行っていることから、一体的に処理することにより事務の効率化が図られることとなるものでございます。続きまして、下記3の補助執行を解除する事務についてでございます。現在、幼稚園の教職員及び会計年度任用職員に関する事務につきましては、業務の効率化を図るため、総務部及び子ども部が補助執行をしておりますが、教育委員会職員への分限及び懲戒につきましては、教育委員会にお諮りして処理することとなるため、補助執行を解除することにより、教育委員会において一体的な処理が可能となるものでございます。続きまして、議案の7ページ、8ページをご覧ください。本案につきまして議決をいただけた場合には、7ページのとおり承諾の回答をした上で、8ページの合意書を締結することとなるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第47号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。議案第47号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の11ページをお願いいたします。本市の市川市放課後保育クラブの利用につきましては、利用を希望する保護者は市川市放課後保育クラブ入所承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないとされています。13ページをお願いいたします。今回、当該申請書の記載事項のうち延長保育の利用希望に係る項目について、本来延長

を希望する場合は、届出の手續となるところが「申請」となっていたため、規則の文言に合わせ、申請書枠内の4段目、「延長申請」の部分を「延長保育」と記載欄を見直したことから本規則の一部を改正するものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第47号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第48号「市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○中央図書館長

中央図書館長でございます。議案第48号「市川市立図書館運営基本計画第四次実施計画の策定について」ご説明いたします。恐れ入りますが、議案の17ページをご覧ください。本議案は、現行の市川市立図書館運営基本計画のうち、令和3年度から5年度を計画期間とする「第三次実施計画」が終了となりますことから、図書館運営の更なる推進を図るため、新たに令和6年度から7年度までを計画期間とする「第四次実施計画」を定める必要がございますことから、提出させていただくものです。次に、計画案につきましては、18ページをお願いいたします。この実施計画につきましては、平成27年度に策定されております「市川市立図書館運営基本計画」で掲げた3つの柱、7つの施策の方向、そして21の具体的な施策に基づき、令和6年度及び7年度に行うべき事業及び各事業の実施状況をPDCAサイクルに基づき評価するための指標を定めるものとなっております。なお、今回の第4次計画を2か年とする理由でございますが、先ほどご説明しましたように、現在の運営基本計画が平成27年度の策定であり、策定後概ね10年を目途として、デジタル化社会の到来等の社会状況の変化を踏まえた見直しを行っていく必要があること、また、本計画とは別に今年度から施行されております「市川市子どもの読書活動推進計画・第二次計画」の終期が令和7年度となっており、両計画の内容面での整合を図るには、この両者を一体的に改定することが望ましいこと等の理由により、今般2か年の計画とさせていただくものでございます。次に、今回の第四次実施計画における、第三次実施計画からの主な変更点をご説明いたします。まず一つ目の柱「情報拠点として市民の学びを支える図書館」です。本計画中、二重線で挟まれている項目が施策の方向性、また、ひし形のマークが先頭についている項目が具体的な施策を表しております。施策の方向性「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」では、施策の②「利用に応じた様々な形態の資料の充実」といたしまして、新たに読書バリアフリー計画の策定を掲げました。これは点訳や音訳、また拡大文字資料など、障がいのある方が読書を楽しめるよ

うにするための総合的な計画を定めようとするものです。次に19ページにお進みください。施策の方向性「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」では、レファレンス事例集、パスファインダーの発行を年間15点、国立国会図書館へのレファレンス事例の提供数を年間100件、また図書館有効登録者数を令和6年度87,000人、令和7年度88,000人とするなど、これまでは「実施」「検討」といったやや曖昧であった指標について、より定量的な数値を設定することで、施策の一層の推進を図ることといたしました。次に20ページ、21ページをお願いいたします。二つ目の柱としまして「子どもの成長をサポートする図書館」が掲げられておりますが、具体的な施策につきましては、先ほどご説明した「子どもの読書活動推進計画」と内容が重なっておりますことから、数値目標につきましては、両計画で整合を図らせていただいております。読み聞かせ会への参加人数から、次のページの公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業配送図書冊数まで、合計6つの数値目標を今回新たに定めております。次に、22ページをお願いいたします。三つ目の柱「地域の文化を育み、豊かなまちづくりを支える図書館」についてです。こちらにつきましても、一つ目、二つ目の柱と同様、地域行政資料の蔵書数や行事の実施回数、刊行物の掲示、配布、掲載件数などにおいてそれぞれ数値目標を設定し、達成度合いを客観的に評価できるようにしたところでございます。以上が主な改正点となります。今回、新たに設定した各指標につきましては、年度ごとに、市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第1条の2に基づく点検・評価を、外部の専門家も交えて実施いたします。最後に、この図書館運営基本計画は、先に策定されました第4期市川市教育振興基本計画の図書館分野における計画としての性格も有しており、両者は相互に整合性を図り、また補完し合うものでありますことを付け加えさせていただきます。説明は以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第49号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第49号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」ご説明をいたします。23ページをご覧ください。本案件は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るため

に講ずべき措置に関する指針」において、教育職員が業務を行う時間の上限に係る指針が示されたことを踏まえ、市立の学校の教育職員が業務を行う時間についても上限を設けるほか、所要の改正を行う必要があることから、本規則の一部を改正するものであります。26、27ページの新旧対照表をご覧ください。改正後に記載のありますとおり、「業務量の適切な管理等」として、第43条の2を追加しております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。では、私から1点よろしいでしょうか。このような上限を設けて記載するという一方で、それを実際と突き合わせていくといえますか、点検していくのは、どういう形で行っていくことになるのでしょうか。

○義務教育課長

義務教育課長です。こちらは、今回明文化するということで載せているのですが、これまでも勤怠管理ということで、毎月教職員の超過勤務の報告をしていただいております。そちらを見ながら、超過勤務を行っている場合につきましては、学校長を通して実態を調査しまして、必要に応じてこちらから通知を出し、必要に応じて産業医の紹介をするなど、毎月管理をしております。

○山元幸恵委員

では、これまでどおり、管理として行っていく、さらに明文化するということでよろしいですね。それでは、引き続き管理の方も徹底してくださいますよう、よろしく願いいたします。それでは、ほかにはよろしいでしょうか。はい、広瀬委員どうぞ。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。先ほどの管理の内容を伺いまして、教育委員会で管理をしている結果といいますか、現状で休職の先生ですとか、実際の勤務に関して良い影響が表れているかどうか教えていただければと思います。

○義務教育課長

義務教育課長です。こちらにつきましては、明文化される以前から調査をしております。超過勤務につきましては、意識化することにより教職員の超過勤務は徐々に減ってきている実情でございます。ただ、いろいろな面で多様化しているということで、超過勤務イコール休職という訳ではなく、様々な要因を重ねながら調査をしているところです。少なくとも各管理職からは、超過勤務について毎回報告を出していただいでフィードバックをするということで意識化しております。教職員につきましても勤怠管理システムを通して自分が働いている時間をフィードバックできるということがあり、かなり意識されてきていると考えております。

○広瀬由紀委員

ありがとうございます。意識化されたことが働きやすさに結びつとよいと思っています。

○山元幸恵委員

私も一言。なかなか教職員の意識が変わらないというところが大きいと思いますので、引き続き教育委員会から積極的に指導あるいは助言をよろしく願います。それでは、ほかにはよろしいでしょうか。では、議案第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「報告」に入ります。報告第25号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第25号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。29ページをご覧ください。本規則において、学校事務の効率化のため、卒業証書授与台帳と卒業証書との契印を行わないこととすることから、本規則で定める卒業証書の様式を改めるものであり、3月上旬に各学校へ周知する必要があったことから、教育長の臨時代理とさせていただきます、ご報告するものでございます。以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第25号を終了いたします。続きまして「その他」に入ります。その他(1)「市川市立塩浜学園隣接地の市長部局への移管について」を説明してください。

○教育施設課長

教育施設課長です。その他(1)「市川市立塩浜学園隣接地の市長部局への移管について」ご説明いたします。議案の33ページをお願いいたします。市川市立塩浜学園につきましては、令和3年8月の定例教育委員会において、敷地設定の変更についてご審議をいただき、可決されたところでございます。図面の斜線部、6,205㎡と記載された部分になります。この隣接地は、敷地設定の変更により学校敷地ではなくなりましたが、現在も教育財産として管理をしているものです。この隣接地につきましては、教育委員会内で活用方法を検討してまいりましたが、直ちに活用する案がないため、今後市長部局への移管手続を行うことを報告させていただくものでございます。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(1)を終了いたします。本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、令和6年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)